

平成21年度の

市・県民税が決まりました

お問い合わせは

税務課市民税係
☎ 43-7033

今年度の市・県民税納税通知書は6月15日付けで発送します。

給料から市・県民税が引き落とされるかたには、事業所を通じて、税額の通知書が配布されます。

平成21年度の市・県民税の変更点

変更点1 公的年金からの引き落とし（特別徴収）が始まります

これまで、市・県民税は給与から引き落としする方法（給与特別徴収）か、個人が納付書または口座振替で納める方法（普通徴収）で納めていただきましたが、10月からは、公的年金にかかる税額は、直接年金から引き落としされます。これを年金からの特別徴収と言います。

この特別徴収制度は、年金を受給されているかたが、金融機関の窓口に向いたり、現金を用意したりする手間を無くし、納税を簡単にすることなどを目的に行われます。

なお、引き落としは10月から始まるため、今年度の6月と8月は、納付書か口座振替で納付していただきます。引き落としされる税額は、送付する「市・県民税納税（兼変更）通知書」でご確認ください。

特別徴収の対象となるかた

（次の要件をすべて満たすかた）

- ① 1月1日以降、引き続き大館市に住んでいるかた
- ② 4月1日現在、65歳以上で、前年中に年金の支払いを受けたかた
- ③ 介護保険料が年金から引き落としされているかた
- ④ 老齢基礎年金などの支給額から、所得税、介護保険料、国保税または後期高齢者医療保険料を差し引いた残りの額が、市・県民税額より大きいかた

特別徴収の対象となる市・県民税額

公的年金所得のみのかた

市・県民税の所得割額と均等割額の総額が引き落としされます。

公的年金以外に所得があるかた
年金所得にかかる分だけが年金から引き落としされます。

特別徴収の対象となる年金

介護保険料が引き落としされている、年額18万円以上の老齢基礎年金などです。

【注意】

今回の改正で、65歳未満の年金特別徴収の対象にならないかたも、給与特別徴収分に年金所得にかかる税額を含めることが出来なくなります。

※制度の開始に伴い、今年度から通知書の発送が6月中旬に変更になります。

市・県民税のしくみ

均等割

一定額(4,800円)

+

所得割

所得に応じて金額が決定されます。

=

市・県民税

普通徴収は年4回、給与特別徴収は年12回、年金特別徴収は年6回で納付します。
※就職・退職した場合などは回数が変わります。

所得割額の計算のしかた

収入

・給与収入
・事業収入
・年金収入 等々

-

必要経費等

・給与所得控除
・事業経費
・公的年金控除 等々

=

①所得金額

（※一時所得や総合課税所得等には特別控除後や、さらに2分の1の金額とするなどの規定があります。）

①所得金額

-

所得控除額

・基礎控除
・扶養控除
・配偶者控除
・社会保険料控除
・医療費控除 等々

=

②課税所得金額

（千円未満切り捨て）

（算出所得割額）

②課税所得金額

×

税率

市民税 6%・県民税 4%

-

税額控除

・配当控除
・調整控除
・住宅借入金等特別税額控除
・寄附金税額控除 等々

-

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

=

所得割額

計算の例

●課税所得金額が300万円の場合の算出所得割額

300万円×6%＝18万円（市民税）
（課税所得金額）（税率）

300万円×4%＝12万円（県民税）
（課税所得金額）（税率）

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

市・県民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）は、納税方法を変更するもので、これにより新たな税負担が生じるものではありません。